



2020/06/16 14:26 現在の情報です。

表題部 (土地の表示)		調製	平成10年8月6日	不動産番号	1906000043400
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	鈴鹿市稲生町字寺屋敷			[余白]	
	鈴鹿市稲生塩屋一丁目			昭和63年11月1日変更 令和1年12月19日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
755番1	原野		19:	[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年8月6日	
[余白]	[余白]	[余白]	20:	③錯誤 〔令和1年10月25日〕	
[余白]	宅地	[余白]	20:37:	②③令和2年3月1日地目変更 〔令和2年4月6日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	569:94:	③235番1、755番2、755番3、757番1、760番1、761番を合筆 〔令和2年4月6日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	191:29:	③755番1、755番4に分筆 〔令和2年4月6日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成3年1月10日 第453号	所有者 鈴鹿市稲生塩屋一丁目5番10号 土 宜 英 雄 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年8月6日
2	所有権移転	令和1年9月3日 第9582号	原因 平成20年1月28日相続 所有者 鈴鹿市稲生塩屋一丁目5番10号 土 宜 秀 文
3	所有権移転	令和1年11月5日 第12112号	原因 令和1年11月5日売買 所有者 鈴鹿市桜島町三丁目11番地の2 株 式 会 社 A D I
4	合併による所有権登記	令和2年3月30日 第3509号	所有者 鈴鹿市桜島町三丁目11番地の2 株 式 会 社 A D I

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	令和2年1月17日 第411号	原因 令和2年1月17日設定 極度額 金3,300万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 電子記録債権 債務者 鈴鹿市桜島町三丁目11番地の2 株 式 会 社 A D I 根抵当権者 四日市市西新地7番8号 株 式 会 社 三 重 銀 行 共同担保 目録(+)第6096号
2	1番根抵当権抹消	令和2年3月17日 第2885号	原因 令和2年3月17日根抵当権放棄

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。